

令和7年1月28日  
教育環境課

議会の委任による専決処分の報告  
(カーテン等設置作業の委託料の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月24日開催の教育委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相手方 東京都杉並区下井草五丁目11番28号  
株式会社クドー

(2) 事故内容

区立学校において、カーテン等設置作業代金77,440円について、作業完了後同年12月8日付で相手方より請求があったにもかかわらず、事務担当者が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年11月22日となった。

3 相手方への損害賠償額 1,700円

4 専決処分日 令和7年1月17日